

関川村における障がい者を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領

(目的)

第1条 この要領（以下「対応要領」という。）は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「法」という。）第10条第1項の規定に基づき、かつ、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（平成27年2月24日閣議決定。）に即して、法第7条に規定する事項に関し、関川村職員（勤務形態を問わず関川村に任用されている職員。以下「職員」という。）が適切に対応するために必要な事項を定めるものとする。

(不当な差別的取扱いの禁止)

第2条 職員は、法第7条第1項の規定のとおり、その事務又は事業を行うに当たり、障がい（身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がい、難病等を原因とする障がい、その他の心身の機能の障がいをいう。以下同じ。）を理由として、障がい者（障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。以下同じ。）でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障がい者の権利利益を侵害してはならない。

(合理的配慮の提供)

第3条 職員は、法第7条第2項の規定のとおり、その事務又は事業を行うに当たり、障がいのある人から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障がいのある人の権利利益を侵害することとならないよう、当該障がいのある人の性別、年齢及び障がいの状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮（以下「合理的配慮」という。）の提供をしなければならない。

(職員の責務)

第4条 職員は、前2条の場合において、別に定める関川村における障がい者を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領に係る留意事項に留意するものとする。

(所属長の責務)

第5条 所属長は、障がい者を理由とする差別の解消を推進するため、次の各号に掲げる事項を実施しなければならない。

- (1) 日常の執務を通じた指導等により、障がい者を理由とする差別の解消に関し、その監督する職員の注意を喚起し、障がい者を理由とする差別の解消に関する認識を深めさせること。
- (2) 障がいのある人及びその家族その他の関係者（以下「障がいのある人等」という。）から不当な差別的取扱い、合理的配慮の不提供に対する相談、苦情の申出等があった

場合は、迅速に状況を確認すること。

(3) 合理的配慮の必要性が確認された場合、監督する職員に対して、合理的配慮の提供を適切に行うよう指導すること。

2 所属長は、障がいを理由とする差別に関する問題が生じた場合には、迅速かつ適切に対処しなければならない。

(相談体制の整備)

第6条 総務政策課及び健康福祉課に、職員による障がいを理由とする差別に関する障がいのある人等からの相談等に的確に対応するため、次に掲げる相談窓口を置く。

(1) 職員の言動に起因するもの 総務政策課人事財政班

(2) 職員の言動に起因するもの以外のもの 健康福祉課福祉保険班

2 障がいのある人等からの相談等を受ける場合は、対面のほか、手紙、電話、ファクシミリ、電子メールなど任意の方法を用いて、対応するものとする。

(研修・啓発)

第7条 障がいを理由とする差別の解消の推進を図るため、職員に対し、必要な研修及び啓発を総務政策課、健康福祉課が連携して実施するものとする。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。